

東京都緊急事態行動に伴う施設の対応について

東京都の緊急事態行動における「午後8時以降不要不急の外出自粛の要請」を踏まえ、生活文化スポーツ部が所管する施設について、以下のとおり運用する。

1 対象施設

- (1) 保谷こもれびホール
- (2) コール田無
- (3) 市民交流施設
- (4) スポーツ施設
- (5) 消費者センター分館

2 開館時間

- (1) 午後8時をもって閉館する。
- (2) 利用時間区分について、午後8時以降を含む区分は利用不可とする。
- (3) 利用料金は還付する。

3 その他

調理室（東伏見コミュニティセンター・谷戸地区会館・消費者センター分館）における調理利用については、令和3年1月8日（金）から同月31日（日）までの間、終日利用不可とする。